

第一
章
總
敍

一、総敍

盛岡市上行山法華寺は、京都勅願所妙満寺を總本山とする顯本法華宗に屬し、今を距る大凡三百五十年前天正年間皇紀二千二百五十年の頃、千蔵院日慶上人に依りて開創せられたるものなり。

当初地を今の大臺寺の西隣に相し、一字を建立したるも未だその本寺を明にせず、當時この地方は不來方と稱し、隨所の豪族は概ね南部氏に帰し、戰雲全く治り南部二十六代利直公の居城を此地に移すべく、築城準備の時代にして人煙日に殷盛を加えんとし、百事創建の際なりしを以て、上人はこの間に處し専ら開教弘通の為に肝胆を碎き、基礎の確立に全力を竭したり。

二世光立院日進上人、三世住善院日照上人、累世相亞ぎ教益大いに著われ、法運弥々熾んなるに至れり。実成院日養上人第四世の法燈相続已來銳意寺門の整備と檀信徒結成とに心血を濺ぎ、又堂宇を建立し諸事その緒に就き基礎漸く鞏固を加えたるに際し、偶寛永十六年春、第二世日進上人の遷化に遭いたり。日養上人思いらく、開基日慶上人、孤影單身然も兵馬倥偬の間に錫を此地に留め玉い、幾多の苦難を忍び、開教已來茲に五十余年を過ぎたり。近く開基上人の第三十三回忌を迎えるに際し、二世上人の遷化を見る。早く本寺を公表して其宗脈を明かにし、以て諸先德の鴻化に酬いざるべからず。然ど雖も時尚草創に際し親しく上洛して処理するの暇を許さず、且つ本山方に於ては当方の事情既に知了せられ居ることなれば、寧熱誠なる檀徒として上洛せしむるに如かずと為し、夫々物色して數氏の蹶起を促したり（良庵、彦右衛門、與右衛門の三氏はこの光輝ある奉仕者ならんと思わる）

貫主上人には巨細情を具したる一書を認め之に託し、時は寛永十七年の春、旅装を整え雪深き盛岡を發足遙々京師に登らしめたり。諸氏妙満寺に詣で、本山第三十二世貫主養德院日乘上人に謁し来意したた

を陳べ、須らく顯本法華の大施^はの下に、永く東奥の重鎮たらんと、開基已來宣教の事蹟を具状したり。日乘上人深く遠来の労と外護篤信を賞せられ、且つ実成院弘法^{くほう}堅持の教功を嘉し直に之を允可^{いんか}し、日養上人を法華寺中興の師と稱讚し給いたり。尚是時^{このとき}二世日性四世日要の稱は、共に本山歴代と同字同稱たるの故を以て、日性を日照と、日要を日養と改号を贈られたるものなり。

即ち筆を執り本末允可の徵^{しげ}として、大曇茶羅を謹写し且つ添書して曰く

奉為令法久住寺檀圓満寄附之上行山法華寺了當寺中興之主実成院日養授与之

寛永十七年^{庚辰}五月十七日

於洛陽妙満寺書之

これ当山の本寺確立の記念寺宝として今に存可卷頭に掲ぐるもの則ち是なり。

この他本山歴代名錄、上行山開基已來四世迄の名錄の一返首題を大書し、以上と共に急ぎ表装して参詣諸氏に授与交付せられたり。

乗尊更に信行要道義を開出して其秘奧を書し、以て本宗行化の要義を贈らる。檀信諸氏勇躍之を奉持して帰来之を日養上人に復したり。

日養上人の歓悦蓋し想うべきなり、堅く弘通正法の願了を誓い則ち檀信徒を糾合し、先師の報恩開堂の供養を暢べ、兼て日什大正師の第二百五十遠忌を奉修し、以て妙満寺末たることを公表したり、時に寛永十八年なり。

後寛永二十年の春親しく上洛して貫主日要上人に謁し、具に報告する所あり、本来の契^{ちぎり}を一層鞏固ならしめたり。貫主上人深く其勞を囁^{ねぎら}い大本尊を授与せられたり。

(巻頭に掲出せり)

斯の如く、当山開創以来四代間の努力酬^{ぢぐ}いられ、教系を公表の後登詣したる日養上人より貫主に対し、今後躍進の為め更に行学兼備の後住を要求したるは、日要上人の書翰中「此度実成院法華寺後住を請求すると雖も」云々とあるに徵^{ちよう}し、明らかにして本山に於ても、五世上人の人選には深き考慮を

拂われたりと覚ゆ。

猶一言し置きたきことは教系公表に至るまで、五十余年を費したることなり。予は開基日慶上人を常楽院日経上人の門葉なりと断ずるものなるが、當時経師の強義折伏の毒鼓は眞に四面楚歌、その門弟縁に至るまで悉く幕府の嚴重監視する処にして、其迫害多難想像も及ばざる秋たりしを以て妙因下種のため暫くその銳鋒を避け、専ら純信の教徒養成に力を致したる尊き苦心の存せしを思わざるべからず。

藩主利直公は常楽院江戸城対論に際してはその立会を命ぜられたる一人にして、所謂慶長法難に直面したる当時にありては本寺公表の遷延蓋し已むを得ざる状勢なりしと言わざるを得ず。

久本院日生上人俊傑英邁の資を以て選ばれて宗命を拜し第五世の法燈を嗣ぐや、その激刺たる意気を以て大に興学布教に専念し、且力を育英に注ぎ宗風の闡揚に努めたり。偶利直公夫人源秀院殿の卒去に会い、法華寺所在の地はその歎葬の場所に定められ爰に移転の必要を生じたり。依て要区を選び寛文三年現在の地に移転したるものなり。

舊藩日記を左に抄録す。

寛文三癸卯曆

一、九月二十三日快晴 源勝寺法華寺此二ヶ寺の寺屋敷源秀院様御石塔御立被成候場所に被仰付候間、何方にて見立為引可申候引料は能き程遣し候様にと去る十二日付の御状に被仰付候段両寺へ昨日長谷川又左衛門、清水源右衛門を以て申渡す。

日生上人学殖深く夙に藩公の知遇を受け、殊に二十九代重信公には前々より歌道の御相手として屢近侍し格別の外護に浴したり。

其の移転に当りては、藩主より米壱百駄その他用材等数々の寄進あり。十一間四面の本堂大建築を完了し大に寺觀を整え能く今日の基礎を大成したり。今に見る巨松老杉の亭々として天を摩し石塔苔滑かに鼓聲恒に鼇々、境内の幽邃森嚴稀に見る法城の偉觀は実に上人の心血を濺がれたる賜にしてそ

の遺徳敬仰に堪えざる所なり。

第六世日晋上人代延宝九年六月十三日、重信公息女喜志子姫卒去あり当山に葬送せらる。

法号

貞了院殿妙恕童祐大禪定尼

日晋上人及第七世日秀上人は共に五世日生上人の高足にして、克く師命を體して寺門の完成に力を致し、日秀上人代元祿二年には梁間六間桁行十間の客殿大建築の工を竣えたり。

日秀上人亦卓識の器を以て先師の遺命を體し専ら力を育英に注ぎ、幾多の俊才を表成したり。則ち第九世日遍、第十世日隣、第十一世日瑞、第十二世日芳上人は何れも日秀上人の門より累次法燈を承継し当山の基礎を彌益鞏固ならしめたり。實に上人の卓見欽仰すべきなり。

第十一世具性院日瑞上人代に至り南部領内本宗寺院觸頭役を命ぜられたり。

享保十一年六月三日毛馬内彦四郎に嫁したる利直公孫女卒す当山に葬る

法号

青蓮院殿妙蓮日清大姉

日瑞上人は実に日秀門下傑出の英才にして博識卓犖の法器たり。恒に先師死身弘法の芳躅を慕い法陳を敷き挺身毒鼓を遠近に轟かせたり。

享保十五年城下の禪刹報恩寺一華和尚と教学上の論議を闘わしたり。和尚のために達磨像の大軸と金參拾両を以て購めたる字三ツ割太藏坂の畠地を寄進したり。下田多太右衛門村上治郎兵衛これに関与したり。旧来客殿の大廣間を達磨座敷と稱せり。是この達磨像を掲げたるに依り名ある所以なり。

同年十一月本山妙満寺より日瑞上人法義不懈の功を以て勅許を経て永代上人号を授与せられ、且つ紫の色衣に白菊浮紋の袈裟免許の寺格に陞進せり。

藩より總觸頭を命ぜられたる支配下左の如し。

寺内塔頭

蓮華院

妙法院

末庵名須川

以信院

末庵八幡町

本妙院

末庵閉伊郡大川村

妙法院

(青森県)

田名部町 一乗山 善宗寺

川内町 真如山 本覚寺

佐井村 大法山 常信寺

大畠村 究竟山 本門寺

三戸町 金峯山 妙光寺

(秋田県)

毛馬内町 本光院

以上十一ヶ寺なり

第十二世日芳上人もまた日秀上人門下の後傑として博識英悟夙に宮谷檀林に学び正受院日承上人の會^え下に参じ、玄義の講師となり享保八年九月より同十年九月に至るまで玄頭を勤め後玄能職に進む、尚力を育英に致し幾多の門弟を養成したり。且後進のために南部寮を創建して教学の振興をはかり、了解院日童上人及び第十四世日廣、第十五世日元上人等の偉材を出せり。

因^{ちなん}に記す。日童上人字は承天了解院と号す。想うに上人は盛岡の産にして日芳上人の高足日廣、日元上人の法兄なり。学徳双備の明哲にして安永五年宮谷檀林玄講に就任し、後天明二年五月百十世能化職に進み宮谷本国寺を董^たせり、同三年四月十日寿五十四歳を以て示寂す。宗内哀惜せざるなし^{あいき}脅議^{けぎ}して本山妙満寺百三十八世に加えらる。當時にありて蓋^{けだ}し異数^{いすう}の事に属せり。千葉県原田の本傳寺に葬る、当山亦山内に墓を建てゝ今にその高徳を偲べり。

尚日芳上人門弟にして支配下寺院を董督したるもの左に掲ぐ。

常念大徳 末庵以信院の住持となり宝暦元年九月寂

栄仙大徳 末庵以信院を領したりしが宝暦九年青森県下大畠村本門寺に転じ天明七年八月遷化せり。

善聰法師 末庵本妙院を管し後延享四年五月八戸本寿寺に転住したり。

開道法師 末庵大川村妙法院を督し寛延三年九月遷化す。

自法大徳

宝永六年大川村妙法院に入寺安永七年四月寂す。

可能法師 寛保二年五月鹿角郡毛馬内本光院に入り、後宝暦十年三月五戸村妙光寺に転住したり。

安永四年二月第十三世日富上人遷化の後、如何なる事由ありしか直ちに後董を決するに至らず、日廣上人の未だ寛礼と稱せし時代看主として同年六月入寺し、寺務を管すること約七年天明元年八月名を日廣と改め第十四世の法燈を相続したり。其間に於て端無く眞宗本誓寺との間に法要座席に関し紛争を惹起したり。時は安永八年十二月藩主三十四代利雄公薨去法号養源院殿葬送の式に際し出席したる日廣上人に對し、突如本誓寺側よりの申し條に曰く、這般本寺より上人号を授かりし故法華寺より上席たるべしと主張したるに端を発し、その後天明四年六月三十五代利正公法号義德院殿葬儀等に於て法席の都度論争一再ならず、寛政三年の春桜庭肥後の葬儀に列したる場合の如きは、法華寺より供えたる香花佛具を本誓寺側の為に矢庭に投棄さるゝの暴挙に遭えり。日廣上人斯かる理不尽の暴状默するに忍びず、且つ苟も勅許を経て賜わりたる法華寺住持を眞宗寺院の下位に置かんとする主張の不当を訴え、法義と名分の上より且つは三十三代利視公の時代寺院席次の定めある先軌に則り抗争すること多年、當時法華寺は雋傑日瑞、日芳二師の後を承け名声正に隆々たるの秋なりしが故に、他門の怨嫉も加わり藩庁も遂巡して容易に決する能わず、遂に幕府の指揮を乞うに至る。漸く文化四年に至り「此度於江戸表寺社御奉行へ相伺候処日蓮宗之方上座に取扱候様御差図相済候」の一札に依り、事端已來實に二十八年の久敷に亘り之が解決を見たり。日廣上人勇猛不退の抗争は當時

這般 = このたび。今回。

一再 = 一、二度

遂巡 = ためらう
取扱 = うらみねたみ
相済候 = とりあつかいそうう

に於ていとも尊き限りなり。

この後十八年を過ぎ第十六世日明上人文政八年に至り、又も座席問題再燃したりしも、先軌に依り輒くその解決を見たり。

第十五世日元上人は日芳門下南部寮出身の英機にして、才幹絶倫学古今に亘り達識の名師たり。十五世の法燈を紹ぐや重を宗の内外に馳せ擢んでられて、江戸浅草慶印寺を督す、蓋し異数たり。後推されて京都本山妙満寺貫主となり第百五十三世の法燈を嗣ぐ、その学殖徳風の尋常ならざるを識るべし。

第十八世觀明院日誠上人は篤行碩学の明師にして、曾て宮谷檀林玄講百八十七世の師範たり。当山を督するや夙に城下に於て刑余断罪に処せられたる亡靈を慰むる供養塔無きを憾とし、藩庁に乞いて敷地の下附を受け、市外小鷹所謂御仕置場に丈余の宝塔を建設し、天保七年四月竣工せり。その筆力の雄勁人をして襟を正さしむ。

裏面	正面	右側	塔身丈ヶ八尺面幅二尺一寸	臺石三段積高サ六尺四寸	總高サ十四尺四寸
天保七丙申歲四月八日 法華寺十八世日誠花押	南無妙法蓮華經		一切業障海皆從妄想生 衆罪如霜露慧日能消除 每自作是念以何令衆生 得入無上道速成就佛身		

異數 = 特別の恩寵、礼遇、
異例
雄勁 = 力強い筆の勢い

——中村謙藏編著本写——

序

盛岡市法華寺の檀徒中村謙藏居士は、姿性剛直にして身を持する謹嚴、眞に日蓮主義體験の丈夫なり。斯の人にして法華寺誌の編纂を見る。

由來社寺の縁起は誇張と誤傳に潤飾するもの頗る多い。然るに法華寺誌を通読するに、何等の修飾なく、諸種の事項は一々文献に徴して縷述せられてある。純信の風格は自然に名実雙備しておる。誠に法華寺永遠の記念として尊重すべきである。

此の感想を披瀝して序に代ふ。

昭和十一年十一月二十日

大僧正 笠川日堂謹識

自序

盛岡法華寺は開創以来三百五十年の歴史を有し、南部藩内の触頭としてその支配下陸羽に亘り、本宗東奥の雄刹たるに拘はらず、未だ寺史の編著無かりしは、恒に憾とせし所なり。

予、頃日公職を退き所謂閑雲野鶴の間に、信行に励みし居る好機を以て、聊か得たる資料に基き編纂を試み、千茲、先考先妣第三十三回忌追薦の記念として上梓することと為したり。菲才素より考證取材の識乏しく、時に臆見の譏を免れざるは自ら甘んする所なり。

幸に此の挙に関し、前管長大僧正笠川日堂猊下より、懇篤なる教示を与へられ、又特に序文を寄せられたるは、不肖の洵に光榮として深く感激する所なり。謹て此の小編を

当山開基日慶上人已來歷代先師大德の聖鑑を仰き

触頭||江戸時代の寺院で、寺社奉行から出る命令、交渉などを掌つた役
頃日||ひいでたお寺
雄刹||ひいでのよどよい時
閑雲野鶴の間||悠久自適して何らの束縛も受け
追薦||追善と同じ
先考先妣亡夫と亡母
聖鑑||ひじりの鑑識
臆見||いゝかげんな見方

慈父 清淨院法光日鑑居士

慈母 净光院妙徳日進大姉

の墓前に供へ、是を年來道交の士に領ちて、其不逮ふたいを輔たすけその質正しつせいを冀ねがふものなり、これ或は追孝供養の一分にも稱かなはん歟か、來由を記して卷頭に敍す。

日蓮大聖人の曰く

外典三千餘卷の所詮に二あり、所謂孝と忠となり。忠も又孝の家より出たり、孝と申者高也天高けれども孝よりも高からず、又孝者厚也地厚けれども孝よりは厚からず、聖賢の二類は孝の家よりいでたり、何に况や佛法を学せん人知恩報恩ちおんぼうおんなるへしや、等云云

南無妙法蓮華經

皇紀二千五百九十七年

昭和十二年一月二十二日

鷲山 中村謙藏虔誌

虔誌けんし＝つゝしみしるす

不逮ふたい＝及ばざる
質正しつせい＝是非じよをたゞす
追孝ふたさ＝父母などに供養をして孝道をつくすこと

知恩報恩ちおんぼうおん＝恩おんを知ちつて恩おんに報ほいること